

様式第4号（第8条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・**ボイラー**
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

(1) ○○年○○月○○日						
岳南広域消防組合 消防長 殿						
届出者 (2)						
住所 中野市○○ ○○番地 (電話 00-0000)						
氏名 ○○ ○○						
防火対象物(3)	所在地	中野市○○ ○○番地				
	名称	(株)○○		主要用途	店舗	
設置場所(4)	用途	ボイラー室	床面積	20 m ²	消防用設備等又は特殊消防用設備等 消火器	
	構造	鉄骨造	階層	1		
(5) 届出設備	設備の種類	蒸気ボイラー				
	着工(予定)年月日	00年00月00日	竣工(予定)年月日	00年00月00日		
	設備の概要	添付のとおり				
	使用する燃料・熱源・加工液	種類	ガス		使用量	5.0ℓ/h
		安全装置	不完全燃焼燃料供給停止装置、感震器			
(6) 取扱責任者の氏名	(株)○○ ○○部 ○○ ○○					
(7) 工事施工業者	住所	中野市○○ ○○番地				
	氏名	○○会社 ○○ ○○				
※ 受付欄			※ 経過欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
 - 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
 - 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 当該設備の設計図書を添付すること。

【炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー等設置届出書 記入要領】

届出書名称	届出書名称の該当するものを○で囲むように記入してください。
(1)提出日	書類を提出する日付を記入してください。
(2)届出者	設備を設置しようとする者の住所、氏名、電話番号を記入してください。 法人にあっては法人の所在地、名称、電話番号及び代表者の職、氏名を記入してください。 長野県外の方は、都道府県から記入してください。
(3)防火対象物	【所在地】の欄 建物の所在地を記入してください。
	【名称】の欄 建物の名称を記入してください。
	【主要用途】の欄 主要用途を記入してください。 参考：消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて (昭和五十年四月十五日 消防予第四十一号・消防安第四十一号) ※ 記載内容が分からない場合は、管轄の消防署までお問い合わせください。
(4)設置場所	【用途】の欄 設備を設置する場所の用途を記入してください。 (例)「調理室」「倉庫」等
	【床面積】の欄 屋内の場合、設置場所の床面積を記入してください。 屋外は記入不要です。
	【構造】の欄 設置場所の構造を記入してください。 (例)「木造」「鉄骨造」「鉄筋コンクリート造」
	【階層】の欄 設備を設置する場所の階層を記入してください。
	【消防用設備等又は特殊消防用設備等】の欄 設置する消防用設備等の種類を記入してください。 (例)「消火器」「屋内消火栓」等
(5)届出設備	【設備の種類】の欄 設置する設備の種類を記入してください。
	【着工(予定)年月日】の欄 設備の工事開始予定年月日を記入してください。

(6)届出設備	<p>【竣工(予定)年月日】の欄 設備の工事完了予定年月日を記入してください。</p>
	<p>【設備の概要】の欄 設置する設備の製造会社名・型式を記入してください。設備の仕様書等を添付し「※別紙参照」としてください。 (例) ○○○会社 型式○○○○番 ※別紙参照</p>
	<p>【使用する燃料・熱源・加工液】の欄 種類 設置する設備に使用する燃料の種類を記入してください。 (例) 灯油等 使用量 設置する設備の1時間当たりの燃料消費量を記入してください。</p>
	<p>【安全装置】の欄 設置する設備の安全装置の概要を記入してください。 (例) 自動停止装置、アース設備など</p>
(7)取扱責任者の氏名	<p>設置する設備の取扱責任者の氏名を記入してください。 (例) ○○○店 支店長 岳南太郎</p>
(8)工事施工業者	<p>工事等に係る設計をした者の住所、電話番号及び氏名を記入してください。 ※ 法人の場合は、氏名欄に法人名及び役職名を併記してください。</p>
その他注意事項	<p>正副の2通を届出してください。 設備を複数設置する場合には、設備ごとに正副の2通を届出してください。 添付書類として付近見取図、配置図、平面図、仕様書等を添付してください。 ボイラー等の1日当たりの燃料消費量が指定数量の1/5以上指定数量未満の場合には、少量危険物貯蔵取扱いの届出を設備ごとに届出してください。</p>